

第三次通学路安全対策推進行動計画

(平成28年度～平成32年度)

平成28年4月

鎌ヶ谷市

平成29年11月 一部改定
平成30年 3月 一部改定
平成31年 3月 一部改正
令和 2年 3月 一部改定

目 次

1 計画策定の背景	・ ・ ・ ・ 1
2 第二次通学路安全対策推進行動計画の成果と課題	・ ・ ・ ・ 1
3 第三次通学路安全対策推進行動計画の方向性	・ ・ ・ ・ 2
4 計画の期間	・ ・ ・ ・ 3
5 計画の進行管理	・ ・ ・ ・ 3
6 計画体系図	・ ・ ・ ・ 4
7 推進項目・取り組み項目	
(1) 通学路の指定	・ ・ ・ ・ 5
(2) 地域との協働で取り組む安全対策	・ ・ ・ ・ 7
(3) 安全指導	・ ・ ・ 10
(4) 通学路環境の整備	・ ・ ・ 13

1 計画策定の背景

近年、学校内外における児童生徒の安全・安心の確保は重要課題となり、鎌ケ谷市においても、小中学校や地域の方と共に、それぞれの役割の中で、通学路の整備、登下校指導や防犯パトロールの強化、門扉の管理の徹底などの対策に取り組み、児童生徒の安全確保に努めています。

しかしながら、全国的にはこのような安全確保のための取り組みにもかかわらず、依然として、児童生徒が犠牲となる憂慮すべき事件・事故が発生しており、その内容も多様化・凶悪化しています。

こうした状況の中で、京都府亀岡市における事故をはじめ、登下校中の児童等が巻き込まれる交通事故が平成24年4月に相次いで発生したことを受けて、全国的に警察、道路管理者、小中学校関係者及び教育委員会による通学路緊急合同点検が実施されました。

この緊急合同点検の結果を受け、危険と思われる通学路には安全対策を施すなどの整備を行われてきましたが、その後も、全国で登下校中の児童が犠牲になる痛ましい事故が続きました。

また、児童生徒の交通事故については、自転車運転時の占める割合が増加傾向にあります。自転車運転者が加害者となり、裁判で多額の賠償金を支払う判決も見られることから、児童生徒に対して、より実践的な安全指導・安全学習を実施していくことが重要となっています。

このように、児童生徒の安全・安心の確保のためには、交通安全上及び防犯上の対策を、さらに計画的に進めていくことが求められており、鎌ケ谷市においてもソフト面、ハード面ともに、さまざまな視点から取り組んでいく必要があることから、本計画を策定することとなったものです。

2 第二次通学路安全対策推進行動計画の成果と課題

鎌ケ谷市では、平成18年度に通学路の環境整備を進めるために、第一次通学路安全対策推進行動計画を策定しました。

また、平成23年度には、引き続き児童生徒の安全確保のための第二次通学路安全対策推進行動計画を策定し、平成25年度は計画の見直しも行いました。

この第二次通学路安全対策推進行動計画では、4つの推進項目である「通学路の指定」、「地域との協働で取り組む安全対策」、「安全指導」、「通学路環境の整備」を柱とし、21の項目について取り組みました。

まず、ソフト面では、小中学校における安全指導マニュアルの活用や犯罪防止を目的とした児童生徒安全パトロールを実施してきました。さらに、交通事故防止のための啓発活動や自転車安全運転講習会を継続的に行いました。平成25年度からはスケアード・ストレイト交通安全教室を計画的に実施し、防犯

活動と安全指導を充実させてきました。

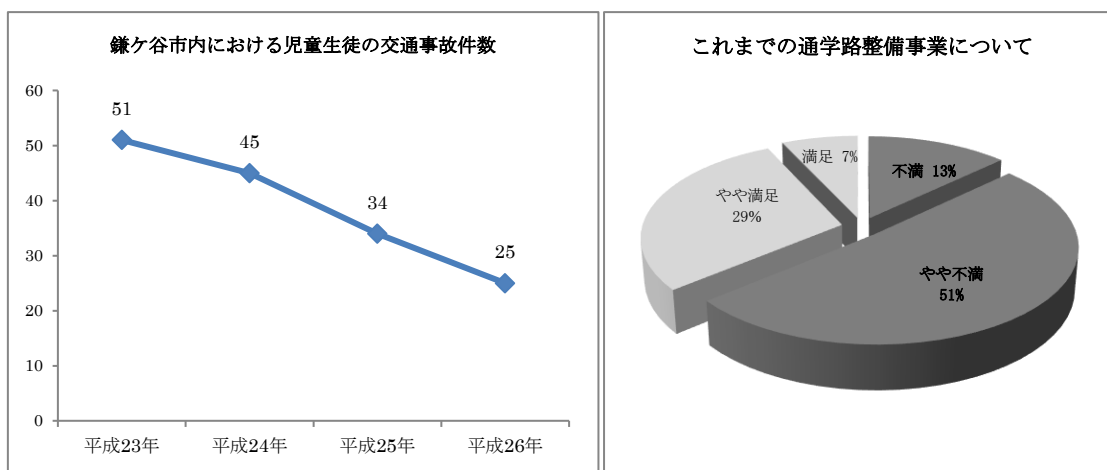
一方、ハード面の通学路整備では、グリーンベルトや滑り止め舗装、看板等を設置し、平成24年度に行った緊急合同点検に基づき、危険箇所を整備したことで、鎌ケ谷市内における児童生徒の交通事故件数は減少傾向となり、一定の成果が見られています。

また、中長期的な事業としては、北部公民館付近の市道12号線の道路拡幅と歩道整備が完了しました。

警察が指定を行う「ゾーン30」の要請については、平成26年度からの「第二次通学路安全対策推進行動計画 見直し版」に取り組み項目として追加し、平成27年度に鎌ケ谷小学校周辺で初めて指定されました。

一方、信号機や横断歩道の設置、道路の拡幅といった要望に対しては、関係機関との調整や多額の経費を要するといった課題もあり、なかなか応えることができていません。

平成27年度に学校やPTAに行ったアンケート調査では、これまでの整備事業について、約6割が不満かやや不満であると回答していることから、さらなる安全施設の充実を期待する声に応えるため、地域の方々とも協力して通学路環境の整備を行っていく必要があります。



3 第三次通学路安全対策推進行動計画の方向性

第三次通学路安全対策推進行動計画では、第一次、第二次計画の内容を踏襲しながらも、4つの推進項目を検証した上で、さらに継続的な取り組みを行っていきます。

まず、ソフト面では、引き続き防犯活動や安全指導を実施していきます。これまで活用してきた通学路の指針や安全指導マニュアルについては、作成から10年近く経過していることから、検証や見直しを実施します。

ハード面では、学校やP T Aからの要望に対して、可能な安全対策を実施していきます。また、カラー舗装の塗り直しなど安全施設の補修や対策箇所の効果も検証していきます。

さらに、児童生徒が自らの身を守るための安全意識を高め、市、学校、家庭、地域の方々が一体となって安全を見守っていくことで、安心して学校へ通える通学路を目指していきます。

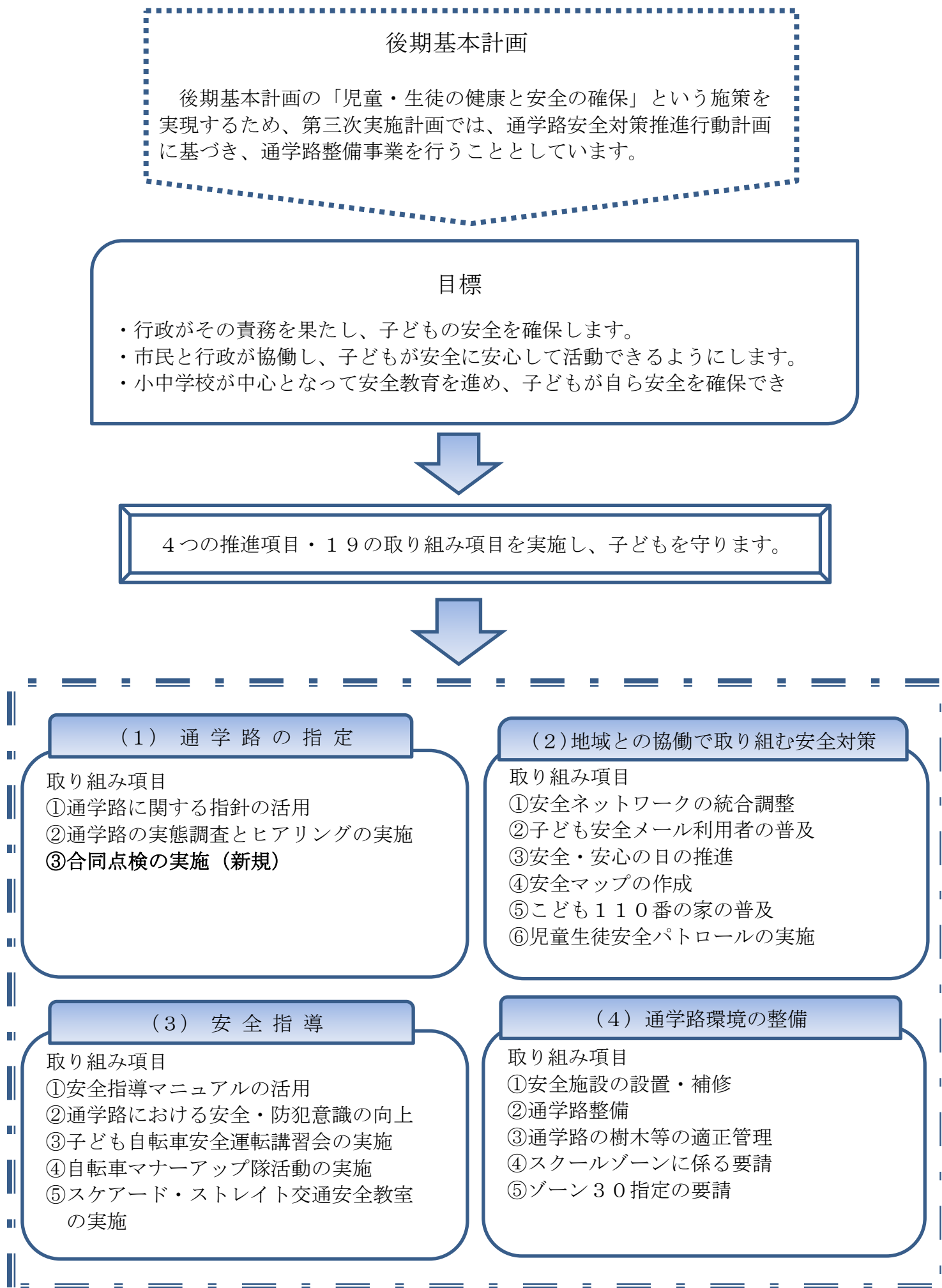
4 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度の5年間とします。

5 計画の進行管理

この計画の進行管理は、各年度に「鎌ヶ谷市通学路安全対策推進委員会」の意見を参考にして、教育委員会が行います。また、この計画に盛り込まれている各取り組み項目の実施状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

6 計画体系図



7 推進項目・取り組み項目

◎第二次通学路安全対策推進行動計画から継続している取り組みについては（継続）、新たな取り組みについては（新規）と明記しています。

(1) 通学路の指定

項目	①通学路に関する指針の活用（継続）	関係部署	学校教育課		
内容	<p>通学路に関しての基本的な考え方、指定の手順、指定の要件、指定に関わる関係機関・小中学校との協議のあり方、学校から児童生徒及び家庭への周知を明確にした通学路の指針を平成18年度に制定しました。この指針の通学路指定の手順に則って、安全な通学路を指定します。</p> <p>【通学路指定の手順】</p>				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施


項目	②通学路の実態調査とヒアリングの実施 (継続)		関係部署	学校教育課
内容	<p>小中学校では、通学路の現状を把握するため、通学路の実態調査を実施しています。より安全な通学路を確保するため、指定した通学路について、小中学校で実施した実態調査をもとに、危険箇所及び改善要望箇所の速やかな現地調査を実施します。また、必要に応じてヒアリングを行い、通学路の整備計画や指定に反映させていきます。</p>			
	28年度	29年度	30年度	31年度
	実態調査の実施	実態調査の実施	実態調査の実施	実態調査の実施
	28年度	29年度	30年度	31年度
	実態調査の実施	実態調査の実施	実態調査の実施	実態調査の実施

項目	③合同点検の実施 (新規)		関係部署	学校教育課
内容	<p>通学路の実態調査やPTAからの要望を受け、対策が必要な箇所を抽出します。さらに、その中でも危険度の高いと思われる箇所については、学校関係者、道路管理者、鎌ヶ谷警察署と必要に応じて合同点検を実施します。また、点検結果や対策内容については、ホームページ上に公表します。なお、PDCAサイクルの中では、「対策効果の把握」が重要であり、定期的に点検を行うことで、さらなる安全確保を図っていきます。</p> <p>【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】</p>			
	28年度	29年度	30年度	31年度
	合同点検実施マニュアルの作成	必要に応じて点検実施	必要に応じて点検実施	必要に応じて点検実施
	28年度	29年度	30年度	31年度
	合同点検実施マニュアルの作成	必要に応じて点検実施	必要に応じて点検実施	必要に応じて点検実施


(2) 地域との協働で取り組む安全対策


項目	①安全ネットワークの統合調整（継続）	関係部署	学校教育課		
内容	<p>小中学校では、登下校時における児童生徒の安全を守るため、保護者及びボランティアの方によるパトロールや登下校の安全指導を行います。</p> <p>そして、地域全体で子どもを見守り犯罪や事故を未然に防ぐため、小中学校で行っている地域の方々との交流や懇談会等を通じて、関係団体への参加を依頼し、継続的にパトロールできる人数を確保していきます。</p> <p>こうしたパトロール参加者の活動を支援するため、各中学校区を安全ネットワークとして統合・調整し、学校による総会を実施します。</p> <p>総会では、小中学校、保護者、ボランティア参加者などから通学路における危険箇所や不審者情報等について意見を伺い、小中学校間で情報を共有できるようにします。</p>				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	各中学校区ごとに実施	各中学校区ごとに実施	各中学校区ごとに実施	各中学校区ごとに実施	各中学校区ごとに実施

項目	②子ども安全メール利用者の普及（継続）	関係部署	生涯学習推進課		
内容	<p>不審者や子どもの安全に関する情報を提供している「子ども安全メール」について、小中学生の保護者だけでなく、地域の方の登録も増やし、地域全体で子どもを見守る体制を作っていきます。</p> <p>また、利用者の普及を図るため、広報かまがや、市ホームページ、青少年センター広報誌で周知します。さらに、新小学1年生の保護者を対象に、こども110番クリアファイルを配布する際に、併せてメールの登録についてのチラシを配布するなど、定期的・積極的にPRを行います。</p>				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	新規登録者数目標 700件	新規登録者数目標 700件	新規登録者数目標 700件	新規登録者数目標 700件	新規登録者数目標 700件

項目	③安全・安心の日の推進（継続）	関係部署	学校教育課		
内容	<p>毎月10日と定めている「安全・安心の日」には、各小中学校の校門前に旗を掲げ、児童生徒に向けて啓発的な活動を行い、意識の高揚を図ります。避難訓練、不審者侵入対策訓練、緊急通報システムの点検、自転車通学対象者の自転車点検などの活動は定期的に行うように推進します。</p> <p>また、これらの活動について、広報かまがや、小中学校のホームページ、学校便りに掲載し、保護者の方や地域の方への啓発を行います。</p>				
					
	校門に掲げる旗				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	毎月実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施

項目	④安全マップの作成（継続）	関係部署	学校教育課 生涯学習推進課		
内容	<p>安全マップは、青少年センターが作成した子ども防犯マップを基に、小中学校で作成しています。例えば、学区を大きくしたものに危険箇所をわかりやすく記入するなど、それぞれに工夫した安全マップを作成し、危険箇所を明確にします。</p> <p>作成した安全マップは、児童生徒のよく目につく場所に掲載して防犯意識の高揚を図ります。また、職員やPTA補導部の安全指導・登下校指導として活用したり、長期休業前に保護者へ配布するなど、情報の共有化を図ります。</p>				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	実施	実施	実施	実施	実施
	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し

項目	⑤こども110番の家の普及（継続）	関係部署	生涯学習推進課		
内容	<p>こども110番の家については、平成9年の整備以来、地域の住宅事情や、通学路の状況、登録者の実態が変化してきたため、平成19年度に、低学年児童にも分かりやすいプレートになるよう、デザインを一新しました。</p> <p>市内の一般住宅や商店、事業所等に「こども110番の家のプレート」の設置に協力して頂いています。今後も関係機関等の協力を得て、広報かまがや、市ホームページ、青少年センター広報誌での啓発や地域での安全ネットワーク会議等でも積極的なPR活動を行い、制度の普及を図ります。なお、年度末に協力者宅へ配付物を配る際に、継続意向の確認を行っています。</p>				
	 <p>「こども110番の家」標示板</p>				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
設置目標 1268件	設置目標 1286件	設置目標 1304件	設置目標 1322件	設置目標 1340件	

項目	⑥児童生徒安全パトロールの実施（継続）	関係部署	学校教育課		
内容	<p>児童生徒が犯罪に最も巻き込まれやすい時間帯である下校時から夕方までの間、通学路を中心に、犯罪から子どもを守り、安全な地域環境を確保することを目的とし、2名6班の12名体制で、車と徒歩によるパトロールを実施していきます。</p> <p>また、平成19年度から各中学校区に配置している青色防犯パトロールカーによる登下校時を中心とした地域の安全パトロールも実施していきます。</p>				
	<p>パトロール中の様子</p>				
					
28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
毎日（平日） 実施	毎日（平日） 実施	毎日（平日） 実施	毎日（平日） 実施	毎日（平日） 実施	



※内容の「2名4班の8名体制」から「2名6班の12名体制」に修正（H29.11）

(3) 安全指導

項目	①安全指導マニュアルの活用（継続）		関係部署	学校教育課	
内容	<p>平成19年度に具体的、実践的ですぐに役立ち、学校間の差なく指導が徹底されるように安全指導マニュアルを作成しました。安全指導マニュアルは、実施すべき内容を具体的に示しており、まずは自分が主体となって、自分の身を守ることを目的としています。</p> <p>具体的な内容は以下のとおりです。</p> <p>(1) 通学路上の危険箇所（ヒヤリハット）の点検と活かし方 (2) 安全マップの作成方法 (3) 児童生徒の防犯意識を高める指導 (4) 保護者の防犯意識を高める指導 (5) 被害に遭った時の対応</p> <p>安全指導マニュアルは、小中学校に配布し、学級活動の安全指導の中で活用しています。今後は、小中学校での利用状況や内容の改善について、安全主任講習会等で協議し、安全指導マニュアルの充実を図ります。</p>				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	現マニュアルの活用・検証	マニュアルの見直し	新マニュアルの活用	新マニュアルの活用	新マニュアルの活用




項目	②通学路における安全・防犯意識の向上（継続）		関係部署	学校教育課	
内容	<p>児童生徒や教職員を始め、PTA、地域のボランティア等の通学路上の安全と防犯の意識を高めます。</p> <p>具体的な活動内容は以下のとおりです。</p> <p>(1) 各小中学校で、新1年生の学校説明会や新学期の始まりに安全マップを活用したり、避難訓練や授業参観、運動会等で下校する際に、親子で通学路の危険箇所を確認します。</p> <p>(2) 始業式や入学式前に教職員が通学路の安全を確認します。</p> <p>(3) PTAや自治会等に声を掛け、学校での自転車安全教室や防犯教室への積極的な参加を促します。</p> <p>これらの諸活動により、通学路の危険箇所や改善を要望する箇所があった場合は、小中学校が集約して市教育委員会へ報告し、緊急性のある箇所や小中学校で対処できるもの、自治会や地域の方へ呼びかけるものなどを分類し、迅速な対応を図ります。</p>				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	全小中学校で実施	全小中学校で実施	全小中学校で実施	全小中学校で実施	全小中学校で実施

項目	③子ども自転車安全運転講習会の実施 (継続)	関係部署	学校教育課 道路河川管理課		
内容	<p>各小学校、3、4年生を対象に「子ども自転車安全運転講習会」を実施します。この講習会では交通ルール、自転車運転マナーを学び、児童一人一人が安全な自転車の乗り方など、交通ルールを遵守することで交通事故を防止します。また、講習会修了者には、「修了証」と「自転車安全子ども免許証」を交付して安全意識の高揚を図ります。</p> <p style="text-align: center;">講習会の様子</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	全小学校で実施	全小学校で実施	全小学校で実施	全小学校で実施	全小学校で実施

項目	④自転車マナーアップ隊活動の実施 (継続)	関係部署	学校教育課		
内容	<p>自転車の事故防止、安全運転の意識の向上を目的として、自転車通学を許可している中学校（第三中学校・第四中学校・第五中学校）を対象に、生徒と鎌ヶ谷警察署員とで組織された「自転車マナーアップ隊」を設置します。各中学校は「自転車マナーアップ隊」に所属する生徒が中心となり、登下校時に同校の生徒に対し、交通安全を呼びかける活動を年間通して計画的に行います。</p> <p>※鎌ヶ谷中学校と第二中学校は、市の中心部に位置し、車の交通量も多く危険であり、学区は概ね2キロの徒歩圏内にあることから、自転車通学を許可しておりません。</p> <p style="text-align: center;">マナーアップ隊の活動</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	第三中学校 第四中学校 第五中学校 で実施	第三中学校 第四中学校 第五中学校 で実施	第三中学校 第四中学校 第五中学校 で実施	第三中学校 第四中学校 第五中学校 で実施	第三中学校 第四中学校 第五中学校 で実施

項目	⑤スケアード・ストレイト交通安全教室の実施（継続）	関係部署	学校教育課 道路河川管理課		
内容	<p>自転車による交通事故の多い中学生を対象として、スタントマンによるリアルな交通事故再現を取り入れたスケアード・ストレイト交通安全教室を実施し、交通事故防止への意識を高めます。また、市内5校の中学生が在学中に1回は参加できるよう、計画的に実施していきます。</p> <p>また、これに加えて、自転車通学を許可している中学校の生徒を対象に、自転車安全教室も毎年実施しています。</p>				
	講習会の様子				
					
28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
第三中学校	第四中学校 第五中学校	鎌ヶ谷中学校 第二中学校	第三中学校	第四中学校 第五中学校	

(4) 通学路環境の整備

項目	①安全施設の設置・補修（継続）		関係部署	学校教育課 道路河川管理課 安全対策課					
内容	<p>学校からの通学路の実態調査やPTAなどからの要望に基づき、年間計画を作成して計画的に通学路の整備を実施します。 具体的な実施内容は以下のとおりです。</p> <p>(1) グリーンベルトや路面標示を敷設することにより、ドライバーへの視覚的な安全対策を施します。</p> <p>(2) 児童生徒の登下校の安全を確保するため、通行車両に注意を喚起する看板や標識を設置します。</p> <p>(3) 見通しが悪かったり、信号機の無い交差点で、滑り止めのカラー舗装や区画線を設置します。</p> <p>(4) 走行中の車両が歩道等に逸脱するのを防ぐために、ガードレールやポストコーン等を設置し歩行者を守ります。</p> <p>(5) 登下校時の薄暗い時間帯の安全を確保するために、要望に基づき、防犯灯を整備します。</p> <p>(6) 児童生徒の登下校の安全を確保するため、防犯対策が必要と判断した通学路に「子ども見守りカメラ」（防犯カメラ）を設置します。</p> <p>(7) その他、児童生徒の登下校中の安全を確保するため関係機関と協力し、安全施設の設置を行います。</p>								
	<p>交差点の安全対策</p> 		<p>注意看板の設置</p> 						
	<p>グリーンベルトの設置</p> 								
28年度		29年度		30年度		31年度		32年度	
実施		実施		実施		実施		実施	
計画		計画		計画		計画		計画	

※(6)を追加(H29.11)

項目	②通学路整備（継続）		関係部署	学校教育課 道路河川整備課 都市計画課	
内容	<p>道路の拡幅や歩道の設置といった整備を実施します。 今後の整備予定箇所としては、西部小・第三中学校の通学路となっている市道1号線（西部小前）と、第五中学校の通学路となっている市道49号線（白戸病院前）、鎌ヶ谷小・鎌ヶ谷中学校の通学路となっている市道11号線の拡幅及び歩道整備を行っていきます。また、鎌ヶ谷小学校の通学路へ流入する車両の減少が見込める、新鎌ヶ谷西側地区都市計画道路の整備を行います。 さらに、中部小・第四中学校の通学路となっている市道22号線（東中沢自治会館付近）の交差点改良を行っていきます。</p>				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	1号線の用地測量	1号線の用地取得 49号線の現況測量 11号線用地・路線測量	1号線の用地取得 49号線の予備設計 11号線の用地取得 22号線の予備設計・用地測量	1号線の用地取得 49号線の予備設計・路線測量 11号線の用地取得 新鎌西側地区街路の用地取得 22号線の用地取得	1号線の用地取得 49号線の用地測量 11号線の用地取得 新鎌西側地区街路の用地取得 22号線の用地取得

※市道11号線の内容を追加（H29.11） ※新鎌ヶ谷西側地区都市計画道路の内容を追加（R2.3）
 ※市道22号線の内容を追加（H30.3）
 ※市道49号線の内容を変更（H31.3）

項目	③通学路の樹木等の適正管理（継続）		関係部署	学校教育課 道路河川管理課	
内容	<p>通学路の樹木等について、児童生徒の通学の妨げにならないように、安全・防犯を考慮して剪定・除草を行います。 また、学校だよりや広報かまがや、市ホームページを通じて地権者へ樹木等の適正管理を呼びかけます。</p> <p>【樹木等の剪定・除草の手順】</p> <pre> graph TD A[小中学校や市民] --> B[教育委員会 (学校教育課)] B --> C[地権者への連絡・剪定等の依頼] C --> D[地権者処理] C --> E[地権者による処理不能] E --> F[行政と学校、市民（PTA、 地域住民）の協力] </pre>				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	要望をもとに実施	要望をもとに実施	要望をもとに実施	要望をもとに実施	要望をもとに実施

項目	④スクールゾーンに係る要請（継続）			関係部署	学校教育課 道路河川管理課
内容	児童生徒の登校時間帯に小中学校周辺道路を通行する車両台数を少なくするため、要望をもとに実態を調査し、警察へ要請していきます。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	要望をもとに 要請	要望をもとに 要請	要望をもとに 要請	要望をもとに 要請	要望をもとに 要請

項目	⑤ゾーン30指定の要請（継続）			関係部署	学校教育課 道路河川管理課
内容	「ゾーン30」とは、生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的として、区域内の道路を30km/hに規制する区域のことです。小学校周辺の指定を基本とし、学校やPTA、地域の方からの要望を受け、実態を調査して警察へ要請していきます。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	要望をもとに 要請	要望をもとに 要請	要望をもとに 要請	要望をもとに 要請	要望をもとに 要請